

仕 様 書

1. 件名

ソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の更新支援

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）サイバーフィジカルセキュリティ研究部門では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）受託研究事業「経済安全保障重要技術育成プログラム／ハイブリッドクラウド利用基盤技術の開発／半導体・電子機器等のハードウェアにおける不正機能排除のための検証基盤の確立」の事業内容〔3〕「ソフトウェア印加」において研究項目〔3-1〕「ソフトウェア組込み段階でのセキュリティ要求仕様と検証技術」を実施している。

本項目では、セキュアにソフトウェアを印加するためのセキュリティ要求仕様書を策定し、当該仕様書が満たされていることを検証するための脆弱性検証技術の開発及びしかるべき認証母体による第三者認証の取得を目標としている。

目標に向け、今年度はソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書を策定する予定である。なお、セキュリティ要求仕様書は SESIP¹等に基づく仕様書の作成を想定している。また、本仕様書で扱う「認証」の対象は全て、セキュリティ要求仕様書という文書である（評価対象の製品ではない）ことに注意されたい。また、IoT 製品における IC の利用に関する妥当な対策とセキュリティを納得する仕組みについての考え方や具体的方法を検討するために 7 月 11 日に新設立された作業部会である ICSS User Forum (ICSS-UF) にて、産総研の作成するソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の内容を 9 月以降、継続的に議論する予定である。

3. 作業の概要

本作業の目的は、本研究項目に関して、ソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の更新を支援すること、および ICSS-UF で使用する資料の作成を支援することである。

¹ SESIP 運営組織：SESIP は、IoT プラットフォームやこれらの製品のベースとなるプラットフォーム部品に特化して設計された共通のセキュリティ評価方法であり、この評価方法に基づく認証制度を GlobalPlatform Inc. や TrustCB B.V. が運営している。

4. 作業項目

- (1) ソフトウェア印加の機能を有する半導体チップに関するセキュリティ要求仕様書の更新の支援作業
- (2) ICSS-UF にて使用する資料の作成

5. 作業項目別仕様

- (1) ソフトウェア印加の機能を有する半導体チップに関するセキュリティ要求仕様書の更新の支援作業

本契約締結後、速やかに開催するキックオフミーティングにおいて、本作業に関する打合せを行う。そして、ソフトウェア印加の実システムの調査結果と考察結果およびソフトウェア印加のシステムを抽象化したモデルの考察結果等について産総研と議論し、ソフトウェア印加の機能を有する半導体チップに関するセキュリティ要求仕様書について、受注者が産総研の指示に従い更新版の候補、更新案を作成することで産総研を支援すること。この際、セキュリティ要求仕様書の評価対象の概要、セキュリティ課題およびセキュリティ要件と根拠の項目を更新する対象に含めること。ソフトウェア印加の実システムの調査結果と考察結果、ソフトウェア印加システムを抽象化したモデルの考察結果および更新前のセキュリティ要求仕様書については、本契約締結後 1 か月以内に産総研が貸与する。なお、セキュリティ要求仕様書は日本語版を 1 部作成し納入すること。

- (2) ICSS-UF にて使用する資料の作成

5. (1) を実施する中で得られた、産総研との議論内容やセキュリティ要求仕様書の更新内容などについて、ICSS-UF での議論に使用する資料を作成し納入すること。

6. 受注者の要件

本作業の受注者は次の条件に全て当てはまること。

- ・ ICSS-JC SWG11 等のソフトウェア印加に関する検討の実績のあるコンソーシアムや WG 等に参加していること。
- ・ 組み込み機器の設計、実装、検証、調査業務のいずれかもしくは複数に従事した実績を有すること。
- ・ セキュリティ技術の設計、実装、検証、調査業務のいずれかもしくは複数に従事した実績を有すること。
- ・ ソフトウェア印加に関連する開発、実装、検証、調査業務のいずれか

もしくは複数に従事した実績を有すること。

- ・ ソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の作成支援業務に従事した実績を有すること。

7. 特記事項

- ・ 受注者は進捗状況共有のため、受注開始後から納入日までの間、月2回以上産総研と打ち合わせを行うこと（オンライン会議やメールでの共有等も可）。その際、打ち合わせの議事録を作成し、打ち合わせ終了後に産総研へ共有すること。

※対面打ち合わせの場合、交通費は受注者が負担すること。

- ・ 産総研の指示に従い、納入日1ヶ月前に作業項目「5.（1）」の目次案を提出すること。
- ・ 受注者は、産総研との合意事項及び産総研からのレビューを反映した後、納入期日までに納入物品を納入すること。

8. 貸与品

- （1） 更新前のソフトウェア印加の機能を有する半導体チップのセキュリティ要求仕様書 日本語版 一式（契約締結後1ヶ月以内に PGP 暗号化した電子ファイルとしてメール添付にて貸与予定）
- （2） 産総研が実施したソフトウェア印加の実システムの調査・考察結果
- （3） 産総研が作成したソフトウェア印加システムの抽象化したモデルの考察結果

※上記は納入後、速やかに産総研に返却すること。

9. 納入物品

すべて電子データでの納入とすること。

- － ソフトウェア印加の機能を有する半導体チップのセキュリティ要求仕様書（日本語版） 1部
要求仕様書は、Microsoft Word 形式及び PDF 形式とすること。
Microsoft PowerPoint 形式で作成した画像や描画オブジェクトをセキュリティ要求仕様書に挿入して使用した場合は、元の画像及び描画オブジェクトを Microsoft PowerPoint 形式のファイルでセキュリティ要求仕様書と合わせて納入すること。
- － ICSS-UF での議論に使用する資料（図表等）
Microsoft PowerPoint 形式及び PDF 形式とすること。

※電子媒体の場合、原則として USB メモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

10. 納入期限及び納入場所

納入期限：2026年2月13日（金）

納入場所：東京都江東区青海 2-3-26

国立研究開発法人産業技術総合研究所

サイバーフィジカルセキュリティ研究部門

臨海副都心センター本館 1F 1106 室

11. 納入の完了

納入後、「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

12. 成果の取扱い

- (1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、受注者がプログラム作成により得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの（以下「成果」という。）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 受注者は、成果に係るソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び意匠登録を受ける権利を産総研に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、パッケージ製品に係るものは除く。
- (3) 受注者は、契約条項に定める検査に合格後、直ちに別紙様式による著作者財産権譲渡証書及び著作者人格権不行使証書を産総研に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

13. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議

すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

- (3) 受注者の責において及ぼした損害は、受注者が賠償すること。
- (4) 納入の完了後 1 年以内に報告書に発見された記述内容の明確な誤り及び誤字脱字落丁等については、責任をもって無償で修正を実施すること。

別紙様式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

著 作 者 財 産 権 譲 渡 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受 注 者

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

作業請負契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)

件 名 ソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の更新支援

上記契約により作成した成果物の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に譲渡したことに相違ありません。ただし、自己所有していた権利及び汎用的に利用可能な部分の権利は除くものとします。

別紙様式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

著作者人格権不行使証書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

受注者

住所

会社名

代表者氏名

印

作業請負契約（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約）

件名 ソフトウェア印加に関するセキュリティ要求仕様書の更新支援

上記契約により作成した成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）に係わる著作者人格権を行使しないことを約束します。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を得るものとします。